

# 省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額について

令和 8 年 3 月 31 日までに一定の省エネ改修工事が完了した以下の要件を満たす家屋について、改修工事完了日の翌年度分の固定資産税が減額されます。

## 要件

工事完了時期によって、要件が一部異なります。

- A) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した住宅
- B) 令和 4 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した住宅

### 住宅

- A) 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)であること
- B) 平成 20 年 4 月 1 日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)であること
- 家屋の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること
- 併用住宅である場合は、居住部分の床面積割合が 2 分の 1 以上であること

### 省エネ改修工事

- A) 下記①の工事または①と併せて行う②から⑥の工事について、次のいずれかであること
  - 断熱改修(下記①から④)に係る工事費の自己負担額が 60 万円超であること
  - 断熱改修(下記①から④)に係る工事費が 50 万円超であって、下記⑤、⑥に係る工事費と合わせて自己負担額が 60 万円超であること
- B) 下記①の工事または①と併せて行う②から④の工事について、断熱改修(下記①から④)に係る工事費の自己負担額が 50 万円超であること

※ 国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除して自己負担額を計算します。

① 窓の断熱改修工事【必須】	} 断熱改修工事(①から④)について
② 床の断熱改修工事	
③ 天井の断熱改修工事	
④ 壁の断熱改修工事	
● いずれも改修部位が告示で定める省エネ基準に新たに適合することとなること	
● 外気等と接する部分の工事に限る	
⑤ 太陽光発電装置の設置工事	
⑥ 高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事	

### +α 長期優良住宅化リフォームの場合

- ◆ 省エネ改修工事を行い、増改築による長期優良住宅の認定を受けていること

## 減額の内容

1戸当たり120㎡(120㎡を超える場合は120㎡相当分)までについて、改修工事完了日の翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。(120㎡を超える部分については減額されません。)

### +α 長期優良住宅化リフォームの場合

固定資産税額の3分の2を減額します。

- ※ 併用住宅等の場合は、居住部分の床面積のみが対象となります。
- ※ 耐震改修による減額等、他の固定資産税の減額措置が適用されている年度である場合又はすでに一度この減額を受けている場合は適用されません。  
ただし、バリアフリー改修に伴う減額措置との重複適用は可能です。認定長期優良住宅の場合はバリアフリー改修に伴う減額措置であっても重複適用はできません。
- ※ 都市計画税には適用されません。
- ※ 土地についての減額はありません。

## 提出書類

- ① 省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税減額申告書
- ② 納税義務者の住民票の写し(①に個人番号または法人番号を記載した場合は不要)
- ③ 増改築等工事証明書(建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが証する書類)
- ④ 当該改修工事に要した費用を証する書類
- ⑤ 補助金等の交付額が確認できる書類(交付決定通知書等の写し)

### +α 長期優良住宅化リフォームの場合

- ⑥ 認定長期優良住宅の認定通知書の写し(認定長期優良住宅に該当する場合のみ)

当該工事の完了した日から3か月以内に書類を提出してください。  
(期間を経過した場合は申告できなかった理由が必要になります)